

一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター定款

第1章 総則
(名称) 第1条 この法人は、一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンターと称する。
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を津市に置く。
第2章 目的及び事業
(目的) 第3条 この法人は、海洋スポーツ及び海洋レクリエーション（以下「海洋スポーツ等」という。）の振興を図るとともに海事思想の普及に寄与することを目的とする。
(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 海洋スポーツ等の振興及び海事思想の普及に関する事業の計画及び実施 (2) 前号に掲げる事業の調査研究 (3) 津ヨットハーバーの管理運営 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
第3章 資産及び会計
(基本財産) 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
(事業年度) 第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算) 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするもの

とする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第9条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由

<p>(3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名</p> <p>(3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位</p> <p>9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。</p>
<p>(評議員の任期)</p> <p>第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>
<p>(評議員に対する報酬等)</p> <p>第13条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。</p> <p>2 評議員がこの法人の職務のため出張するときは、費用弁償を支給する。</p> <p>3 前項の費用弁償の額及び支給方法については、一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター旅費規程による。</p>
<p>第5章 評議員会</p>
<p>(構成)</p> <p>第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第15条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p>

- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

<p>(評議員会への報告の省略)</p> <p>第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>
<p>(評議員会規則)</p> <p>第22条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、評議員会において定める。</p>
<p>第6章 役員</p>
<p>(役員を設置)</p> <p>第23条 この法人に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 4名以上7名以内</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。</p> <p>3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>
<p>(役員を選任)</p> <p>第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>
<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。</p> <p>3 常務理事は、事務局長を兼ねることができる。</p> <p>4 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。</p>
<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び第40条第2項に規定する職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>
<p>(役員任期)</p> <p>第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p>

<p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>
<p>(役員解任)</p> <p>第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>
<p>(役員に対する報酬等)</p> <p>第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。</p> <p>2 理事及び監事がこの法人の職務のため出張するときは、費用弁償を支給する。</p> <p>3 前項の費用弁償の額及び支給方法については、一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター旅費規程による。</p>
<p>第7章 理事会</p>
<p>(構成)</p> <p>第30条 理事会は、全ての理事をもって構成する。</p>
<p>(権限)</p> <p>第31条 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) この法人の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職</p>
<p>(招集)</p> <p>第32条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。</p>
<p>(議長)</p> <p>第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。</p>
<p>(決議)</p> <p>第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。</p>

<p>(議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事又は監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>
<p>(理事会への報告の省略)</p> <p>第36条 法人法第197条において準用する同法第98条第1項の要件を満たしたときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告については、適用しない。</p>
<p>(理事会規則)</p> <p>第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める。</p>
<p>第8章 情報の公開及び個人情報の保護</p>
<p>(情報公開)</p> <p>第38条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。</p>
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第39条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期し、情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。</p>
<p>第9章 事務局</p>
<p>(事務局)</p> <p>第40条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。</p> <p>2 事務局に必要な職員を置く。</p> <p>3 職員の任免は、理事長が行う。</p> <p>4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会に諮って理事長が定める。</p>
<p>第10章 定款の変更及び解散</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。</p> <p>2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。</p>
<p>(解散)</p> <p>第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>
<p>(残余財産の帰属)</p> <p>第43条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益</p>

社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公告の方法）

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

（委任）

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、前葉泰幸とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池上宏

川端治夫

長谷川之快

林正次

横田昌訓

吉川昭一

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	百五銀行 1,000,000円